

平成30年度 社会福祉法人 花工房福祉会

法人事業計画

事業方針

平成29年度から本格施行となった社会福祉法人制度改革は、当法人においても適切かつ円滑に対応することが出来1年を締めくくれそうです。そして、平成30年度は、障害者総合支援法が見直される年度であります。即ち、国の障害者福祉施策を大きく変えようとしております。その中で国は、まず障がい者に提供するサービス・支援の質の向上を第一に掲げております。そして一つの施策として、障害福祉サービス等の報酬も改定して来ました。メリハリのある報酬単価という事で、就労系のサービスにおける報酬の単価を各事業所が障がい者に支給している平均工賃額で決められることとなりました。当法人も日中活動支援事業として生活介護・就労継続支援 B 型・就労移行支援を行なっておりますので、結果として3事業所ともに平成29年度を下回る単価の中で事業運営をしていかなくてはならない現状になってしまいました。この実態をしっかりと直視しながら、事業改善を図りつつ法人の理念「ともに生き・ともに暮らす」を推し進めていかなければならないと考えております。

そこで、平成30年度は以下の3つを重点として運営して参りたいと考えます。

1、 人材育成・労務管理

平成29年度は、今までになく人材確保の大変さを痛感させられました。その上、近年になく、育ってきたと思っていた職員が次々と退職していく現状にも直面しました。質の良いサービス・支援が求められる今、計画的に人材確保を行なうと同時にキャリアパスを生かしながらの育成・専門性を身に付けられる研修制度等に着手していかなくてはと思います。一方では、開かれた職場環境作り・会議の持ち方・勤務体制等にも工夫をしてまいりたいと思います。

2、 経営の安定化

報酬改定による収入減の一つに、各事業の利用者の確保が出来ていない実態が見られます。特徴のある事業内容・魅力ある作業・支援力のある職員配置に心がけると同時に、地域から信頼される法人経営を目指して参りたいと思います。

3、 共同生活援助住宅

利用者の年齢も年々上がっていく中で、親元から離れ自立した生活を希望される利用者も増えて来ております。

そんな中で29年度に、長野市からの声掛けで共同生活援助住宅3棟目の建設を申請させていただきましたところ、市の審査は通り今国の審査を受けている所です。うまくいくと8年ぶりに建設の運びとなりそうです。

実現に向け努力して参りたいと思います。

事業内容

1、日中活動支援事業

多機能型事業所 エコーンファミリー(川中島・今井・朝陽)

生活介護・就労移行支援・就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型 わくワーク(三輪)・炭房ゆるくら(篠ノ井)

2、共同生活援助事業 「さんふれんず」・「さくら」

3、短期入所事業 「ゆうゆう」

- 4、タイムケア事業
- 5、相談支援事業

管理事業

1. 健康管理

協力医療機関として、「健康づくり事業団」「中島外科病院」「宮本歯科医院」と契約を取り交わして、職員・利用者の健康管理と、日中事業所で起きた怪我等の応急処置に対応して頂きます。

本年は、職員に健康出前講座を実施したいと考えます。

2. 食事提供

川中島事業所は、一富士フードサービスの業務委託を継続します。

朝陽事業所は、弁当持参

三輪事業所・篠ノ井事業所は、希望者には配食サービスを斡旋します。

3. 権利擁護・虐待防止

利用者の権利擁護・虐待防止には全力で当たって参ります。そのためには職員の権利擁護・虐待防止に関する意識の向上に努めるため、施設内・外の研修参加を促進したり、現場での具体的事例で意見交換等をしてまいります。

4. 苦情解決の適正運営

苦情が寄せられた場合は、迅速に対応し問題解決を図るばかりでなく、事業所運営の適正化に帰するよう改善策を含め、全職員にフィードバックしていく体制を整えます。

5. 防災安全

有事の際、職員一人ひとりが適切で迅速な対応が図れるよう、年2回の避難訓練を実施します。

6. 人材育成

福祉サービスは、人を相手に人が行なう対人サービスなので、職員の質を高めることが重要になってきます。

- ・ キャリアパス制度の有効活用(企画委員会)
- ・ 新人職員の集中研修の実施
- ・ 勤務年数に合わせた研修参加・資格の取得
- ・ 同年代の職員間の意見交換の場を作る

7. 地域交流

地域に開かれた事業所として、地域の社会資源としての機能を備えた事業所を目指します。

- ・ 地域住民との交流・農業体験
- ・ 地元小・中・高等学校・大学・専門学校・特別支援学校の実習受け入
- ・ 障がい者支援の実体験の場として、次世代を担う方の実習も積極的に受け入れます。
- ・ 地域の民生児童委員など、有識者にも事業所見学をして頂きたい障がい者理解を地域に発信していただく

8. 情報の発信

障がい者福祉に対する理解を深めて頂くために地域に開かれた事業所として、日ごろから事業の活動状況を提供できるよう努めます。

- ・ ホームページの充実
- ・ エコーンつうしんの定期的な発行
- ・ 来週の予定による家庭への連絡
- ・ パンフレットの改正

平成30年度 共同生活援助 事業計画

1. 運営方針

利用者の意志と人権を尊重し、関係法令を遵守するとともに、出来る限り居宅に近い環境の中で利用者の障害特性を理解した上で、心身の状況や意向を踏まえた食事、排泄、入浴等の生活全般の支援を行います。

2. 事業内容

①【各種生活援助サービスの提供】

②【体制】月～日曜（GW・お盆・年末年始休暇有）24時間（夜間支援体制）

③【連絡会議】（管理者・サービス管理責任者・世話人・生活支援員・GH担当職員）

内容:利用者の様子、支援について、その他業務についての連絡・確認。

必要に応じてその都度実施します。

④【家族との懇談】年1回 その他必要に応じて実施します。

⑤【研修】外部研修に参加し、支援の質の向上に取り組みます。

（市障害ふくしネット(くらし部会)／県知障協(地域支援部会) 主催等）

⑥【地域との連携】「利用者は地域住民の一員である」という観念から、地域住民として参加できる活動や地域住民として担うべき仕事(ごみ当番)等には、可能な範囲でお付き合いしていきます。

⑦【ボランティア交流】食事作り・レク等での付添い など

⑧【余暇活動】ドライブ・トランプ・土曜活動 など

⑨【避難訓練・防災】火災・地震等の緊急時に対応できるよう、職員の配備体制及び防災設備の点検整備に万全を期するとともに、避難訓練を定期的に(年2回)実施します。今里地域自主防災会に台帳登録されています。

⑩【個人情報】業務上知り得た利用者の個人情報については、守秘義務を守って厳正に管理していきます。

⑪【苦情解決】利用者・家族からの要望や地域の皆さんからの苦情については、苦情解決委員会では対応し適切な解決を図り事業所サービスの向上に努めます。

3. 利用者数

	さんふれんず	さくら
定員	5名	6名
現員	男性5名	女性6名

4. 職員数

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者		1		
世話人	2		2	1
生活支援員	2		5	
GH担当職員		1		

平成 30 年度 短期入所 事業計画

1. 運営方針

在宅等において介護者の疾病やその他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、入浴、排泄、又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供し、障がい者等及び家族の福祉の向上を図ります。

2. 事業内容

① 生活支援

利用者の人権を尊重し、障害を正しく受け止め、利用者の心身の状況や意向を踏まえ食事、排泄、入浴等の生活全般の支援を行います。

② 健康管理

受け入れに際しては、利用者、家族から家庭における健康状態及び特性について十分な聴取を行い、身体に変化が生じた場合には速やかに家族に連絡を取ります。

③ 家族との連携

家族との連携を密にして、相互理解とより良い支援に努めます。利用期間中の健康状況を含めた生活状況について記録し、家族に報告します。

④ 防災・安全対策

火災・地震の緊急時に対応できるように、職員の配備体制及び防災設備の点検整備に万全を期するとともに、避難訓練を定期的に(年 2 回)実施します。今後、地域の自主防災組織にも加入し、地域の皆様の協力も仰げるようにしていきます。

⑤ 苦情解決

利用者・家族からの要望や地域の皆さんからの苦情については、苦情解決委員会で対応し適切な解決を図り事業所サービスの向上に努めます。

⑥ 研修の充実

職員の資質の向上を図るため、事業所内外の研修には計画的かつ積極的に参加してまいります。また職員が同じ目標を持って意欲的に業務に従事できるよう、定期的に職員研修の場を持ち、意欲の高揚を図ります。

3. 利用者(登録人数等)

男性 21 名(長野市 18 名 千曲市 3 名) 女性 9 名(長野市 8 名 千曲市 1 名)

4. 職員数

生活支援員 1 名(非常勤・専従) 世話人 1 名(非常勤・兼務)

平成 30 年度タイムケア事業計画

1. 運営方針

障がい者の日常生活の継続的な支援を図るため、家族の急な用事・都合等の理由により、障がい者の在宅での介護が困難な場合において、タイムケアを実施します。

2. 実施日

・平日 朝 8:00 ～ 9:00 夕 16:00 ～ 18:00(休日については、要相談)

3. 利用料

・1 時間 300 円
(飲食、交通費その他実費は利用した者が負担する。)

4. 従事者の予定員数

管理者	1 名
支援員	1 名(利用状況に応じて増員)

5. 事業実施地域

・長野市及び近隣の市町村

6. 利用予約

・おおむね週 1 週間前までとします。(緊急時は除く)

7. 利用者(登録人数)

・長野市(25 名) 千曲市(3 名) 須坂市(1 名) 飯綱町(1 名)

平成30年度 相談支援事業 事業計画

<運営方針>

1. 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう行政機関、関係機関との緊密な連携を図りつつ、総合的に障害者相談支援が行われるよう配慮します。
2. 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
3. 障がい者の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい者の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
4. 区市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

<事業計画>

1. 相談支援業務の充実
地域の障がい者、そのご家族が安心して相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、適切で丁寧な対応を心掛け、相談者にとって有益な情報提供ができるように支援をします。
2. サービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施
アセスメントからサービス等利用計画作成、モニタリングの一連の支援を丁寧に行ない、本人主体のサービス提供がなされているのか、将来的な不安に対応できているのか確認していきます。必要に応じて計画の変更など柔軟に対応し、各関係機関へも計画の説明をしていくように努めます。
3. 相談支援専門員としての資質の向上
相談支援専門員としての各職員の資質を向上するために、権利擁護や障がい特性の理解等、必要な研修へ計画的に参加できるように努めます。
4. 関係機関との連携
相談者それぞれに必要な関係機関と連携をし、チーム支援が円滑にいくように情報交換や共有に努めます。

<利用者・職員数>

- ・登録者予定数: エコーンファミリー利用者 82名
外部利用者 10名
総数 92名
- ・職員体制: 相談支援専門員 1名

「エコーンファミリー」「わくワーク」「炭房 ゆるくら」の事業方針

1. 方針 障がい者が、地域の中で自立した生活が送れるよう、「はたらく」「くらす」を支援する事業所としての役割を、皆が自覚し法人理念「ともに生き ともに暮らす」を目標に実践してまいります。
障がい者一人ひとりが、元気に通って来れる「居場所」としての 事業所の役割と、障がい特性を活かして頑張れる「活動の場」作りを設定し、「役に立っている」「必要とされている」を障がい者自身が実感できる「出番」を作り、安定的な所得保障を目指します。そのために、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画を作成し、本人・家族・生活支援員・相談支援専門員と連携しながら安心して日々の活動が進められるようにしてまいります。
また、地域に支えられた事業所であることも忘れずに、障がい者理解のための行動と繋がりを大切に考えて事業を推進していきます。

2、重点目標

- (1) 障がい者一人ひとりが安心して日常の活動が送れるサービスの質の向上
障がい者特性に配慮した支援体制
個々のニーズに合った作業種の確保・提案
安全に配慮した環境作り
- (2) 事業の安定化と効率化を目指す。
定員確保
業務内容の見える化(マニュアル作成)
設備・備品の適正化による作業の効率化
役割の分散化(複数責任者の配置)
- (3) 地域住民との連携強化による障がい者理解推進
民生児童委員との交流
サポーターと作業交流
施設見学・実習・ボランティアの受け入れ

平成 30 年度「生活介護事業」事業計画

1. 運営方針.

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、排せつまたは食事の介助、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の便宜をはかり個別支援計画に基づいた適切な支援を行います。

2. 日中活動支援

食事・排せつ等、基本的な日常生活能力の向上に向けた支援と利用者の心身の状況や意向を踏まえた軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供した支援を行います。

3. 健康管理

個々の心身状態を日々把握する中で、定期健康診断(年 1 回)や歯科指導等を実施し各種疾患の早期発見に努め、安全、安心に過ごせるよう心がけます。また、運動などの継続的取り組みも行っています。

4. 食事提供

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行による食費提供加算を活用して、安定した食事提供ができるように努めます。また衛生管理も徹底し、食中毒の防止を図ります。

5. 家族・地域との連携

家族との連携を密にして、相互理解とよりよい支援に努めます。地域行事や地域での活動に積極的に参加するとともに、ボランティア・体験実習等を継続的に受け入れ、地域住民と相互理解、相互交流を進めます。

6. 防災・安全対策

火災・地震等の緊急時に対応できるよう、職員の配備体制及び防災設備の点検整備に万全を期するとともに、避難訓練を定期的に(年 2 回)実施します。

7. 苦情解決

利用者・家族からの要望や地域の皆さんからの苦情については、苦情解決委員会で対応し適切な解決を図り事業所サービスの向上に努めます。

8. 研修の充実

常に職員自身がキャリアアップを目指し資質向上を図るために、事業所内外の研修には計画的かつ積極的に参加してまいります。また職員が同じ目標を持って意欲的に業務に従事できるよう毎水曜日を職員研修の場とし、意識の高揚を図ります。

9. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため必要な職員体制を整備すると同時に、実践事例を学びながら日常的に防止に努めます。

10. 情報提供

毎月ホームページを更新し、年 3 回「エコーンつうしん」を発行することで、事業所の活動を家

族、地域住民にも理解していただきます。また事業所のおまつり『ハーモニー「夢」まつり』ではより多くの地域の皆様にご来場いただき、活動を知っていただきます。

11. 工賃支給

日給制 500 円を基本とし、利用者の心身の状況等を鑑みて支給します。

12. 利用者人数(定員20名)

	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
利用者人数(名)	1	7	11	4	23

13. 職員配置(18名)

職 種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者		1		
生活支援員	8		8	
看護師			2	
栄養士		1		

14. 売り上げ目標

- ① 豆富 9,900,000 円
- ② 麺類 700,000 円
- ③ 小物 1,350,000 円
- ④ 受託 500,000 円

生活介護事業 総売上目標 12,450,000 円

平成30年度「就労移行支援事業」事業計画

1. 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、個別支援計画に基づいて生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他便宜をはかり適切な支援体制を検討し、利用者の就労への移行を支援していきます。

2. 就労・日中活動支援

利用者一人ひとりがより意欲をもって作業に取り組めるよう、アセスメントを行い利用者の適性に応じた作業、施設外就労、職場実習等の開拓をし、個々の特性が活かされるよう作業工程に工夫を図り、就労への移行支援を行います。

3. 健康管理

個々の心身状態を日々把握する中で、定期健康診断(年1回)や歯科指導等を実施し各種疾患の早期発見に努め、安全、安心に過ごせるよう心がけます。また、運動などの継続的取り組みも行っていきます。

4. 食事提供

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行による食費提供加算を活用して、安定した食事提供ができるように努めます。また衛生管理も徹底し食中毒の防止を図ります。

5. 家族・地域との連携

家族との連携を蜜にして、相互理解とよりよい支援に努めます。地域行事や地域での活動に積極的に参加するとともに、ボランティア・体験実習等を継続的に受け入れ、地域住民と相互理解、相互交流を進めます。

6. 防災・安全対策

火災・地震等の緊急時に対応できるよう、職員の配備体制及び防災設備の点検整備に万全を期するとともに、避難訓練を定期的に(年2回)実施します。

7. 苦情解決

利用者・家族からの要望や地域の皆さんからの苦情については、苦情解決委員会で対応し適切な解決を図り事業所サービスの向上に努めます。

8. 研修の充実

常に職員自身がキャリアアップを目指し資質向上を図るために、事業所内外の研修には計画的かつ積極的に参加してまいります。また職員が同じ目標を持って意欲的に業務に従事できるよう毎水曜日を職員研修の場とし、意識の高揚を図ります。

9. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため必要な職員体制を整備すると同時に、実践事例を学びながら日常的に防止に努めます。

10. 情報提供

毎月ホームページを更新し、年 3 回「エコーンつうしん」を発行することで、事業所の活動を家族、地域住民にも理解していただきます。また事業所のおまつり『ハーモニー「夢」まつり』ではより多くの地域の皆様にご来場いただき、活動を知っていただきます。

11. 工賃支給

日給制とし、一日 700 円を基本とし利用者の働きに応じて支給します。また事業所外の実習等を多くとり入れる事で個別に工賃アップにも努めます。

12. 利用者数

現員 6 名 (定員 10 名)

13. 職員数

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者		1		
就労支援員	1			
職業指導員	1		1	
生活支援員			1	

13. 就労移行者目標

2 名

平成 30 年度「就労継続支援B型事業」事業計画

1. 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して個別支援計画に基づいて就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行ない、利用者の経済活動を支えるための工賃アップにも努めます。

2. 就労・日中活動支援

利用者一人ひとりが意欲をもって作業に取り組めるよう、アセスメントを行い利用者の適性に応じた作業(パン・受託作業・薪、炭作業など)を通して、仕事の達成感・対価を受ける喜びなどを体験し仕事への意欲向上に努め、生産活動を通じて就労、社会生活に必要な規律を学習します。また、より高い就労意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習熟のために、利用者の特性が活きる施設外就労の提供に努めます。

3. 健康管理

個々の心身状態を日々把握する中で、定期健康診断(年 1 回)や歯科指導等を実施し各種疾患の早期発見に努め、安全、安心に過ごせるよう心がけます。また、運動などの継続的取り組みも行っていきます。

4. 食事提供

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行による食費の実費負担にともなう対応として、それぞれの事業所にあった安定した食事提供ができるように努めます。また衛生管理も徹底し食中毒の防止を図ります。

5. 家族・地域との連携

家族との連携を密にして、相互理解とよりよい支援に努めます。地域行事や地域での活動に積極的に参加するとともに、ボランティア・体験実習等を継続的に受け入れ、地域住民と相互理解、相互交流を進めます。

6. 防災・安全対策

火災・地震等の緊急時に対応できるよう、職員の配備体制及び防災設備の点検整備に万全を期するとともに、避難訓練を定期的に(年 2 回)実施します。

7. 苦情解決

利用者・家族からの要望や地域の皆さんからの苦情については、苦情解決委員会で対応し適切な解決を図り事業所サービスの向上に努めます。

8. 研修の充実

常に職員自身がキャリアアップを目指し資質向上を図るために、事業所内外の研修には計画的かつ積極的に参加してまいります。また職員が同じ目標を持って意欲的に業務に従事できるよう毎水曜日を職員研修の場とし、意識の高揚を図ります。

9. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため必要な職員体制を整備すると同時に、実践事例を学

びながら日常的に防止に努めます。

10. 情報提供

毎月ホームページを更新し、年3回「エコーンつうしん」を発行することで、事業所の活動を家族、地域住民にも理解していただきます。また事業所のおまつり『ハーモニー「夢」まつり』ではより多くの地域の皆様にご来場いただき、活動を知っていただきます。

11. 工賃支給

日給制とし、一日700円を基本とし利用者の働きに応じて支給します。利用者が固定された施設外就労においては、時給700円を支給します。

12. 利用者数

事業所	利用者数(定員)
エコーンファミリー	37(30)
わくワーク	17(20)
炭房ゆるくら	17(20)

13. 職員数

エコーンファミリー

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者		1		
職業指導員	7		7	
生活支援員	2		4	
目標工賃達成指導員	1			

わくワーク

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者	1			
職業指導員	1		1	
生活支援員			1	
目標工賃達成指導員	1			

炭房ゆるくら

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
サービス管理責任者	1			
職業指導員	1		1	
生活支援員			2	
目標工賃達成指導員	1			

14. 売上目標

- パン 33,750,000円
- 花 7,100,000円
- 受託 17,000,000円
- 喫茶 1,100,000円
- 竹炭 5,000,000円

就労継続支援B型事業(就労移行支援事業含む) 総売上目標 63,950,000 円